

令和2年10月2日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都港区六本木三丁目2番1号住友不動産六本木グランドタワー43F
Fringe81 株式会社
代表取締役 田中弦

当会社を吸収合併存続会社、Fringe West 株式会社(本店所在地:大阪市北区豊崎五丁目2番2号三和豊崎第二ビル401号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続(以下「本件合併」といいます。)に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和2年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第784条の2に基づき、吸収合併消滅会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

吸収合併消滅会社の株主は、同社の特別支配会社である当会社のみであることから、吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求にかかる通知は行っておりません。

4. 吸収合併消滅会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないことから、該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における債権者保護手続の経過

会社法第789条第2項及び第3項に基づき、官報(掲載日:令和2年8月25日)及び電子公告(公告期間:令和2年8月25日から令和2年9月24日)にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第789条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収合併存続会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第796条の2に基づき、当会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

7. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

会社法第797条第3項及び第4項に基づき、本件合併の効力発生日の20日前の日までに株主に対し通知を行いました。が、会社法第797条第1項に基づく株式の買取請求をされた株

主はいませんでした。

8. 吸収合併存続会社における債権者保護手続の経過

会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、官報(掲載日:令和 2 年 8 月 25 日)及び電子公告(公告期間:令和 2 年 8 月 25 日から令和 2 年 9 月 24 日)にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当会社は、本件合併の効力発生日である令和 2 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

10. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおり。

11. 吸収合併による変更の登記をした日

令和 2 年 10 月 13 日を予定しています。

12. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

別紙：吸収合併消滅会社の事前開示書面

2020 年 8 月 25 日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号住友不動産六本木グランドタワー43F

Fringe81 株式会社

代表取締役 田中弦

当会社を吸収合併存続会社、Fringe West 株式会社(本店所在地:大阪市北区豊崎五丁目 2 番 2 号三和豊崎第二ビル 401 号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続に関する、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおり。

2. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対しその株式に代えて交付する金銭等に関する事項及び当該金銭等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相 当 性 に関する事項

本合併に際しては、吸収合併消滅会社である Fringe West 株式会社の株主に対しては当会社の株式その他の資産の割当てを行わず、また、本合併により当会社の資本金及び準備金は増加しませんが、いずれについても、当会社は吸収合併消滅会社である Fringe West 株式会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の新株予約権者に対しその新株予約権に代えて交付する新株予約権等に関する事項及び当該新株予約権等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相 当 性 に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおり。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日(2020 年 3 月 31 日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当会社は、Unipos 株式会社に対する貸付金 110,000,000 円及び立替金 314,357,234 円を 2020

年 9 月 30 日付で放棄しております。また、本合併と同時に、当会社の 100%子会社である Fringe coo 株式会社及び Unipos 株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施する予定です。

7. 吸収合併が効力を生ずる日(2020 年 10 月 1 日予定)以後における吸収合併存続会社の債務(異議を述べる事ができる吸収合併存続会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

当会社及び吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日時点の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	資産の額	負債の額	純資産の額
当会社	3,359,758 円	2,996,715 円	363,042 円
吸収合併消滅会社	49,954 円	34,835 円	15,119 円

2020 年 9 月 30 日に、当会社から Unipos 株式会社への貸付金 110,000,000 円及び立替金 314,357,234 円を放棄しております。その他、いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における当会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

そのため、吸収合併存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も債務の履行の見込みがあると判断します。

8. 本書面の備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

別紙 1: 吸収合併契約

別紙 2: 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

合併契約書

Fringe81 株式会社(以下「甲」という。)及び Fringe West 株式会社(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 : Fringe81 株式会社
東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号住友不動産六本木グランドタワー43F

乙 : Fringe West 株式会社
大阪市北区豊崎五丁目 2 番 2 号三和豊崎第二ビル 401 号

第3条 合併対価の交付及び割当て

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020 年 10 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の要件を満たすことから、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の要件を満たすことから、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第7条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、2020 年 3 月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、

甲はこれを承継する。

第8条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条 従業員の処遇

甲は、効力発生日に乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途甲乙協議の上これを定める。

第10条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 本契約の効力

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第13条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるものを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第14条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上

定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2020 年 8 月 12 日

甲： 東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号住友不動産六本木グランドタワー43F
Fringe81 株式会社
代表取締役 田中弦

乙： 大阪市北区豊崎五丁目 2 番 2 号三和豊崎第二ビル 401 号
Fringe West 株式会社
代表取締役 大平友明

計算書類

(第3期)

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

Fringe West 株式会社

大阪府大阪市北区豊崎 5-2-2 三和豊崎第二ビル 401

貸借対照表

(2020 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,151	流動負債	34,835
現金及び預金	9,864	短期借入金	20,000
関係会社未収入金	39,287	未払法人税等	9,594
固定資産	802	未払消費税	5,240
投資その他資産	802		
長期繰延税金資産	802		
		負債合計	34,835
		(純資産の部)	
		株主資本	15,119
		資本金	5,000
		資本剰余金	11,959
		その他資本剰余金	11,959
		利益剰余金	△1,839
		その他利益剰余金	△1,839
		繰越利益剰余金	△1,839
		純資産合計	15,119
資産合計	49,954	負債純資産合計	49,954

損益計算書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		613,128
売上原価		463,128
売上総利益		150,000
販売費及び一般管理費		147,351
営業利益		2,649
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	51	52
営業外費用		
支払利息	67	67
経常利益		2,634
税引前当期純利益		2,634
法人税、住民税及び事業税	12,391	
法人税等調整額	△802	11,588
当期純損失		8,953

株主資本等変動計算書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期期首残高	5,000	—	11,959	11,959	7,114	7,114	—	24,073
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	△8,953	△8,953	—	△8,953
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△8,953	△8,953	—	△8,953
当期末残高	5,000	—	11,959	11,959	△1,839	△1,839	—	15,119

	新株予約権	純資産合計
当期期首残高	—	24,073
当期変動額		
新株の発行	—	—
当期純損失	—	△8,953
自己株式の取得	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	△8,953
当期末残高	—	15,119

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…金利スワップ
- ・ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	39,287 千円
--------	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費	60,587 千円
営業取引以外の取引高	67 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	802 千円
繰延税金資産小計	802 千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	802 千円
繰延税金資産の純額	802 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Fringe81 株式会社	(被所有) 直接 100.0%	資金の 立替及び借入	資金の立替	－	関係会社 未収入金	39,287
				本社費	55,666		
				グループ運営費	4,921		
				資金の借入	－	借入金	20,000
				利息の支払	67	支払利息	－

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 15,119 円 72 銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 △8,953 円 98 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。